

東豊田地区地区計画

(位置：平塚市東豊田字道下、字散田及び字川合並びに豊田打間木字川端 面積：約22.3ha)

[区域の整備・開発及び保全の方針]

区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、平塚の中心市街地から北に約3.5kmの田園地帯に位置し市街化からのアクセスに優れた地区であり、現在市街地内の住工混在の解消を目指した工業団地整備を進めている地区である。 本地区は、住宅市街地及び優良農地に隣接しているため地区計画を策定し、公害のない潤いのある工業団地として周辺環境と調和のとれた良好な地域環境の形成と保全を図ることを目的とする。
	土地利用の方針	本地区の土地利用を工業施設地区と関連施設地区とに区分し、それぞれ次の方針のもと適正な工業団地として環境を形成し保全するものとする。 工業施設地区 ― 主として住居系地域等にある中小企業の移転に係る工場等集団化事業用地及び自動車検査登録事務所を計画的に配置するとともに、緑に囲まれた快適な工業施設環境の形成と保全を図る。 関連施設地区 ― 団地内業者等の利便性やレクリエーション等の機能を保有する施設を計画的に配置する。
	地区施設の整備方針	本地区は、開発行為により道路、公園及び緑道等の公共施設が合理的に配置されるので、これらの機能が損なわれないよう維持保全を図る。
	建築物等の整備の方針	良好な工業団地を形成し、周辺環境との調和を図るため、建築物の用途の制限をするとともに、適切な敷地規模を維持し、地区全体の景観に配慮した建築物が建築されるよう建築物の高さ、壁面の位置、建築物の形態、意匠等について必要な基準を設ける。
	緑化の方針	緑豊かで景観的にも優れた工業団地を形成するため、公共空間の緑化を進めるとともに、敷地内においては、道路沿いに植栽帯を配置し、緑化につとめる。

[地区整備計画]

地区整備計画

地区施設の配置及び規模		緑地 2箇所 面積約0.11ha 緑道 幅員 6m 延長 約590m 植栽帯 幅員 5m、10m	
地区の区分	地区の名称	工業施設地区	関連施設地区
	地区の面積	約19.9ha	約2.4ha
建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1. 工場（騒音、振動等により環境の悪化をもたらすおそれのない工場） 2. 倉庫 3. 自動車検査場 4. 事務所 5. 自動車庫 6. 公園内に設けられる公衆便所、休憩所、倉庫、その他これらに類するもの 7. バス停留所の上家、公衆電話所 8. 前各号の建築物に付属するもの	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1. 事務所 2. 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店の用途に供する部分の床面積の合計が150㎡以内のもの 3. 運動施設 4. 診療所 5. 保健所その他これに類するもの 6. 観覧場 7. 下水道法第2条第3号に規定する公共下水道の用に供する施設 8. 公共用地内に設けられる公衆便所、休憩所、倉庫、その他これらに類するもの 9. バス停留所の上家、公衆電話所 10. 前各号の建築物に付属するもの
	建築物の敷地面積の最低限度	500㎡	200㎡
	壁面の位置の制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面は、計画図に表示する壁面線を超えて建築してはならない。	
	建築物の高さの最高限度	15m	
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の屋根、外壁、その他戸外から望視される部分については、地区の景観を良好に保つため、彩度の低い落ち着いた色合いとする。 広告物の色彩、形態等の意匠は、周囲への景観的調和に配慮したものとする。	
	かき又はさくの構造の制限	かき又はさくの構造は高さ2m以下の透視可能なフェンスとし、計画図に表示する植栽帯に設置する場合は、道路境界及び水路境界より3m以上後退して設置するものとする。 但し、宅地の出入り口部においては、この限りではない。	

[計画図]

